

新潟県条例第31号

新潟県認定こども園の要件等に関する条例

新潟県認定こども園の要件等に関する条例（平成18年新潟県条例第67号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）の定めるところにより、認定こども園の要件等について定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設定及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号。以下「基準告示」という。）及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の要件）

第3条 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の要件は、次に掲げるものを除くほか、法（法の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）及び基準告示（基準告示の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定めるところによるものとする。

- (1) 基準告示第3の2の規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園の教員免許状を有する者でなければならない。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合において、学級担任を幼稚園の教員免許状を有する者とするのが困難であるときは、保育士の資格を有し、かつ、規則で定める者であって、その意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められるもの（幼稚園の教員免許状の取得に向けた努力をしている者に限る。）を学級担任とすることができる。
 - (2) 基準告示第3の2の規定にかかわらず、満3歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する職員は、保育士の資格を有する者でなければならない。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合において、満3歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する職員を保育士の資格を有する者とするのが困難であるときは、幼稚園の教員免許状を有し、かつ、規則で定める者であって、その意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められるもの（保育士の資格の取得に向けた努力をしている者に限る。）を当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する職員とすることができる。
 - (3) 認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能が総合的に発揮されるために必要な管理及び運営を行う能力を有し、かつ、規則で定める者でなければならない。
 - (4) 認定こども園における子育て支援事業については、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て相談、親子の集いの場の提供等の保護者への支援を通して保護者自身の子育てを自ら実践する力を向上させることその他規則で定める事項に留意して、実施しなければならない。
 - (5) 認定こども園は、保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、規則で定める事項を積極的に公開しなければならない。
 - (6) 認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をするよう努めるものとする。
 - (7) 法第4条第1項の申請の際現に幼稚園又は保育所等の用に供されている施設を設置者が、当該申請をする場合においては、現に当該施設に在籍している子どもの保護者に対し、認定こども園の認定を受けた場合の教育、保育等について十分に説明し、理解を得るよう努めなければならない。
 - (8) 保護者からの苦情に適切に対処するために、苦情を受け付ける窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
 - (9) 認定こども園は、その運営について、新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第3条に規定する基本理念にのっとり、同条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。
- 2 知事は、基準告示第4の1又は6に規定する要件を満たしているかどうかを判断するに当たっては、関係する市町村の長の意見を聴くものとする。

（幼保連携型認定こども園の基準）

第4条 幼保連携型認定こども園の基準は、次に掲げるものを除くほか、基準省令（基準省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定めるところによるものとする。

- (1) 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こ

も園である旨を掲示するよう努めるものとする。

(2) 新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第46号）第4条から第7条までの規定は、幼保連携型認定子ども園について準用する。この場合において、第5条の見出し中「入所した者」とあるのは「園児」と、同条中「入所している者」とあるのは「園児」と、「又は入所」とあるのは「又は入園」と読み替えるものとする。

(廃止の届出)

第5条 認定子ども園（幼保連携型認定子ども園を除く。）の設置者（県を除く。次項において同じ。）は、認定子ども園を廃止しようとするときは、当該廃止しようとする日の6月前までに、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をする場合において、当該認定子ども園の設置者は、事前に当該認定子ども園に在籍している子どもの保護者に対して、当該認定子ども園を廃止することについて十分に説明しなければならない。

3 知事は、第1項の規定による届出があったときは、その旨を公表するものとする。

(合議制の機関)

第6条 法第25条の合議制の機関は、新潟県社会福祉審議会条例（平成12年新潟県条例第17号）に定める新潟県社会福祉審議会とする。

(規則への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

2 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年新潟県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
(1)～(4) (略)		(1)～(4) (略)	
(5) 福祉保健部関係		(5) 福祉保健部関係	
事 務	市町村	事 務	市町村
(略)		(略)	
14 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下この項において「法」という。）、新潟県認定子ども園の要件等に関する条例（ <u>平成28年新潟県条例第31号</u> 。以下この項において「条例」という。）並びに法及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの	(略)	14 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下この項において「法」という。）、新潟県認定子ども園の要件等に関する条例（ <u>平成18年新潟県条例第67号</u> 。以下この項において「条例」という。）並びに法及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの	(略)
(1)～(15) (略)		(1)～(15) (略)	
(6)～(9) (略)		(6)～(9) (略)	